

特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク給与規程

第1章 総 則

（目的及び適用範囲）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク（以下「NPO 法人」という。）就業規則第49条の規定に基づき、職員の給与に関する取扱いについて定めるものとする。

2 前項の職員とは、就業規則第3条第1項に規定する職員をいう。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、本規程第2章に定める本俸及び第4章に定める手当とする。

（給与の締切及び支払日）

第3条 給与は、毎月末日に締め切り、その月分を翌月15日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。

2 月の途中で採用され、又は退職した場合の給与は、当該月の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

（給与の計算方法）

第4条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出により、所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する給与は支給しない。ただし、別に定めがある場合は、その定めによる。

2 前項の場合において、従事しなかった時間の計算は、当該給与の締切の末日において合計し、1時間未満は切り捨てる。この場合、時間単価の計算は次のとおりとする。

時間単価＝（本俸月額＋管理職手当＋扶養手当＋住居手当＋特別業務手当）÷1か月平均所定労働時間数

（1か月平均所定労働時間数は第16条2項第2号の算式により計算する。）

（支払方法）

第5条 給与は、通貨または銀行振込により職員にその全額を支給する。ただし、次に掲げるものは、給与から控除するものとする。

- （1）所得税（復興特別所得税を含む）
- （2）住民税
- （3）健康保険（介護保険を含む）及び厚生年金保険の保険料お被保険者負担分
- （4）雇用保険の保険料の被保険者負担分
- （5）職員代表との書面による協定により給与から控除することとしたもの

（非常時払い）

第6条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、職員又は遺族から請求があれば、給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

- （1）職員及び職員の扶養家族の結婚、出産、疾病、災害及びやむを得ない事由による1週間以上の帰郷
- （2）職員が死亡し、解雇され、又は退職した場合
- （3）その他やむを得ない事情があると理事長が認めた場合

（休職期間の給与）

第7条 休職期間中の給与は支給しない。ただし、理事長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

第2章 本 俸

(給与形態及び本俸月額)

第8条 職員の本俸は、月額制とする。但し、月額制によらない場合は、その都度定めるものとする。

2 職員の本俸月額は、別表1で定める給料表による。

3 給料表の適用区分については、管理職以外の職員は1級の等級による給料表、管理職は2級の等級による給料表を適用する。但し、別途定める場合がある。

(初任給)

第9条 職員の初任給は、年齢、学歴、能力、資格の有無及び職務内容等を勘案し、各人ごとに別表2の初任給格付基準表に基づき決定する。

2 職員となる前の職歴等の経験年数については、別表3の経験年数換算表に基づき換算する。

(等級の変更)

第10条 昇格等により現に受けている給料表の等級に変更が生じた場合は、現に受けている給料を下回らない号給とする。

第3章 昇 給

(昇給)

第11条 昇給は、毎年4月1日を持って、NPO法人の経営状況、勤続年数、勤務成績等を考慮して、各人ごとに決定する。ただし、NPO法人の経営基盤は、寄付金及び助成金等に大きく依存していることから、毎年定期的に実施するものではない。

(昇給制限)

第12条 NPO法人は、次の各号に該当する者に対しては、昇給させないことができる。

- (1) 休職中の者
- (2) 勤務成績又は勤務能力が極めて劣る者
- (3) 年間欠勤率10%以上の者

(昇給停止)

第13条 満年齢が58歳に達した者は、当該達した日の属する年度の翌年度から昇給を停止する。

第4章 手 当

(期末手当)

第14条 期末手当は、NPO法人の経営状況、職員の勤務成績等を総合的に勘案し、支給の可否、支給する場合の支給額、支給日をNPO法人が決定の上支給する。

(管理職手当)

第15条 管理監督者の職位にある者に対しては、月額20,000円の管理職手当を支給する。なお、これと同等の職務を遂行するとNPO法人が認めた者に対しては、管理監督者として処遇し、管理職手当相当額を支給することができる。

(超過勤務手当)

第16条 職員に対し、法定労働時間を超えて就業させた場合は、次の手当を支払う。

なお、1日当たり6時間30分の所定労働時間を超えて8時間の法定労働時間内の超過勤務については、当該超過勤務時間に時間単価を乗じて得た額の超過勤務手当を支給する。

超過勤務手当 (1) 1か月60時間以下の時間外労働について

時間単価×1.25×超過勤務時間

(2) 1か月60時間を超える時間外労働について

時間単価×1.50×超過勤務時間

2 第1項の時間単価の計算は次のとおりとする。なお、第17条、第18条の時間単価の計算も同様とする。

(1) 時間単価＝(基本給＋住居手当＋特別業務手当)÷1か月の平均所定労働時間数

(2) 1か月の平均所定労働時間数＝(365－年間所定休日日数)×1日の所定労働時間÷12

(休日勤務手当)

第17条 職員に対し、休日に勤務を命じた場合で、代休を取得できないときは、次の手当を支給する。代休を取得した場合は、割増分(0.35)のみ支給する

休日勤務手当 時間単価×1.35×休日勤務時間

(深夜勤務手当)

第18条 職員に対し、深夜(午後10時から午前5時)に勤務を命じた場合は、次の手当を支給する。

深夜勤務手当 時間単価×0.25×深夜勤務時間

(扶養手当)

第19条 当該職員の収入によって生計を維持する扶養親族を有する職員に対しては、次の手当を支給する。

扶養手当 (1) 配偶者を扶養する場合 月額10,000円

(2) その他の扶養親族を扶養する場合 月額5,000円

(通勤手当)

第20条 職員に対し、通勤に要する費用を支給する。

2 通勤手当の額は、最も経済的かつ合理的な経路及び方法により算出することとし、1か月の通勤定期券に相当する額または出勤に応じた実費に相当する額とする。ただし、月額30,000円を限度とする。

3 自転車等の交通用具を利用して通勤する場合は、片道2km以上の場合を対象として、月額2,500円を支給する。

(住居手当)

第21条 職員が世帯主(これに準ずる場合も含む)の場合で、借家、借間に居住し、月額50,000円超える家賃を支払っているときは、月額15,000円の住居手当を支給する。

(特別業務手当)

第22条 NPO法人の運営にとって、特に重要な業務を担っているとNPO法人が認めた職員に対しては、特別業務手当として月額30,000円を支給する。

第5章 退職金

(退職金)

第23条 職員に対し退職金は支給しない。ただし、多大な貢献があったとNPO法人が認めた場合は、功労金を支給することができる。

附 則

- (1) この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- (2) 職員に対し、この規程に定める給料表を適用するに当たっては、直近上位の号給を適用する。

附 則

- (1) この規程は、令和6年4月1日から改訂する。

別表 2 初任給格付基準表

高卒	1級 5号給
短大2卒	1級 11号給
短大3卒	1級 17号給
4大卒	1級 25号給

別表 3 経験年数換算表

経験の種類	換算率
同じ職種に従事	10割
別の職種に従事	5割

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク	事業年度	令和6年4月1日～令和7年 3月31日
-----	-------------------------	------	------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	100,000 円
賛助会員受取会費	2,238,000 円
受取寄付金	43,685,174 円
指定正味財産の部より受取寄付金振替額	1,177,285 円
児童虐待防止啓発活動事業収益	2,400,000 円
受取利息	35,527 円
合 計	49,635,986 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	0 円
	円
	円
	円
	円
合 計	0 円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項〔③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引〕

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		5,100,967 円	受取寄付金、啓発グッズ
		2,000,000 円	受取寄付金
		1,860,360 円	啓発グッズ等
		1,552,932 円	受取寄付金
		1,000,000 円	受取寄付金
		1,000,000 円	受取寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		3,190,000 円	啓発マスク製作費
		2,991,785 円	啓発グッズ製作費
		2,130,300 円	事務所内装工事
		2,092,211 円	啓発グッズ保管・発送
		1,992,546 円	事務所移転契約金等

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年 月 日	対 価 の 額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役 務 の 提 供 年 月 日	対 価 の 額	その他の取引条件等
		啓発グッズ製 作	R6.10.31	913,000 円	請求書に基づく
		啓発マスク製 作	R6.10.10	3,190,000 円	請求書に基づく
		HP 改訂委員会	R7.3.31	28,000 円	規程に基づく
		HP 改訂委員会	R7.3.31	21,000 円	規程に基づく
		HP 改訂委員会	R7.3.31	7,000 円	規程に基づく
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
なし					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
4人	10,316,870円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
なし			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合　計	円	

6 海外への送金等に関する事項〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日〕

[illegible]

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓	
イ							
区 分		項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
			①	②	③	④	⑤
①	令和6年4月1日～令和7年3月31日		9人	0人	0%	0人	0%
②	年 月 日～年 月 日		人	人	%	人	%
③	年 月 日～年 月 日		人	人	%	人	%
④	年 月 日～年 月 日		人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～年 月 日		人	人	%	人	%
⑥	年 月 日～年 月 日		人	人	%	人	%
申請時			人	人	%	人	%
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉐	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ <u>いいえ</u>	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<u>はい</u> ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉐	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <u>無</u>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人児童虐待防止 全国ネットワーク	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		9人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄 等	就 任 等 の 状 況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	就任・退任 年月日
川松 亮		理事長		○						平 28. 6. 1 就任
吉田 恒雄		理事		○						平 19. 8. 27 就任
小沼 篤子		理事		○						平 19. 8. 27 就任
黒田 邦夫		理事		○						平 19. 8. 27 就任 令 6. 7. 3 退任
高祖 常子		理事		○						平 21. 4. 9 就任
松原 康雄		理事		○						平 23. 4. 1 就任
松田 雄年		理事		○						平 24. 7. 27 就任
久米 隼		理事		○						令 4. 6. 5 就任
加藤 雄輔		理事		○						令 6. 7. 4 就任
掛川 亜季		監事		○						平 30. 7. 4 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（JDL）使用 ルーズリーフ	月1回	7年
現金出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	7年
補助元帳	会計ソフト（JDL）使用 ルーズリーフ	月1回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（JDL）使用 ルーズリーフ	月1回	7年
貸金台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	月1回	7年
棚卸資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	7年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

（初業）

法人名	特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							○
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次業）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク		チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類			
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			同 意 ☒ する ☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク
-----	-------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
○						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		○
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☒ いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒ いいえ